

## 足場の組立て等作業主任者技能講習 免除規定表

(財)中小建設業特別教育協会

区分	要件	講習1日目 9:20～ 講習2日目 12:30 ※1日目講習終了17:50		講習2日目 12:30～	講習2日目 14:50～ ※2日目終了時間17:30	受講資格の確認書類
		作業の方法に関する知識	工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識	作業者に対する教育等に関する知識	関係法令	
1 (免除なし)	1、満21歳以上で、足場作業(※1)に3年以上従事した経験のある方 2、満20歳以上で、大学、高専、高校、中等教育学校において土木、建築又は造船に関する学科を専攻して卒業した者で、その後、2年以上足場作業に従事した経験のある方	7時間	3時間	1.5時間	1.5時間	・実務経験証明書 (2の方は、卒業証明書または卒業証書の写しも必要)
2	技能講習規定第1条の各号にあげる者で、訓練修了後に足場作業に2年以上従事した経験のある者	免除	免除	1.5時間	1.5時間	・実務経験証明書 ・修了証の写し
3	1、とびに係る1級又は2級の技能検定に合格した者 2、一定の法に定められた、とび科の訓練修了者	免除	免除	1.5時間	1.5時間	・1の方は、技能検定合格証の写し ・2の方は、修了証の写し
4	とび科の職種に係る職業訓練指導員免許を受けた者	免除	免除	免除	1.5時間	・指導員免許の写し

※各区分の要件の詳細は、『足場の組立て等作業主任者技能講習 免除区分表』でご確認ください。

※1 足場作業とは、「足場の組立て、解体又は変更に関する作業」のこと。